

議案第23号

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第82条」を削り、「第49条、」を「第49条及び」に改める。

第7条第1項中「、第82条」を削り、同条第2項及び第3項中「、第135条第1項」を削る。

第11条の見出しを「(市費負担教員の人事評価)」に改め、同条中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第12条の見出しを「(評価結果の開示等)」に改め、同条第1項中「評定」を「評価」に改め、同条第2項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に、「評定する」を「評価する」に改める。

第13条中「、実習助手及び寄宿舍指導員」を「及び実習助手」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

条例の適用を受ける者の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校活性化条例 (抄)

(目 的)

第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）並びに保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の意向を斟酌し、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項及び第18項（同法第49条及び第82条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第37条第19項（同法第49条、第62条及び第82条において準用及び

する場合を含む。）、第60条第1項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校に置かれる職員をいう。以下同じ。）がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって、児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

(学校評価)

第7条 学校評価（学校教育法第42条（同法第28条、第49条、第62条、第82条及び第133条第1項において準用する場合を含む。）の規定による評価をいう。以下同じ。）は、運営に関する計画に定めた目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価の結果を踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第66条第1項（規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。）に規定する評価を行うものとする。

3 規則第67条（規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。）に規定する当該学校の関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）は、第9条第1項に規定する学校協議会に行わせるものとする。

4 省 略

(市費負担教員の勤務成績の評定)

人事評価

第11条 教育委員会は、学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪府条例第29号）第4条第1項第2号アに掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表、同号

イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表の適用を受ける者について、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の例に準じて、教育委員会規則で定めるところにより、勤務成績の評定を行うものとする。

人事評価

(評定結果の開示等)

評価結果

第12条 教育委員会は、学校協議会の求めがあったときは、学校協議会に対し、当該学校に勤務する教員の評定の結果の分布の割合を開示しなければならない。ただし、教員個人の評定の結果

は公にしてはならない。

2 教育委員会は、勤務成績の評定を行うすべての者が客観的な基準に基づき公正かつ厳格に評

定することができるよう、制度を運用しなければならない。

(校長等の研究と修養)

第13条 校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等の意

向を斟酌しながら、児童等が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、児童等にとって将来にわたって必要な力をはぐくんでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育委員会は、校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員が、自律性を備えた人材としてそ

の能力を高め、教育活動において教育に関する専門性を十分に発揮できるよう、研修の奨励、環境の確保その他の施策の充実に努めなければならない。